改正後

目次
第一章・第二章　（略）
第三章　地方支分部局（第九十一条―第百二十六条）
第四章　雑則（第百二十七条）
附則
（観測技術調整官及び遠隔観測技術管理調整官）
第三十七条　観測整備計画課に、観測技術調整官及び遠隔観測技術管理調整官それぞれ一人を置く。
2　観測技術調整官は、命を受けて、観測整備計画課の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
3　（略）
（防災調整官）
第九十四条の二　管区気象台の総務部に、それぞれ防災調整官一人を置く。
2　防災調整官は、管区気象台の所掌事務に関する災害の防止に係る気象業務に関する重要事項についての総括及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
第九十四条の三～第九十四条の六　（略）
（気候変動・海洋情報調整官）
第九十五条の三　（略）
2　気候変動・海洋情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
一　（略）
二　海上気象、海水象及び地球的規模の気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に関すること。
三　（略）
（気象防災部に置く課等）
第百条　気象防災部に、次に掲げる課及びセンターを置く。
地域防災推進課
予報課（東京管区気象台を除く。）
観測整備課（東京管区気象台を除く。）
地震火山課
通信課（大阪管区気象台に限る。）
観測予報課（東京管区気象台に限る。）
地域火山監視・警報センター（東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。）

改正前

目次
第一章・第二章　（略）
第三章　地方支分部局（第九十一条―第百二十五条）
第四章　雑則（第百二十六条）
附則
（遠隔観測技術管理調整官）
第三十七条　観測整備計画課に、遠隔観測技術管理調整官一人を置く。
（新設）
2　（略）
（新設）
第九十四条の二～第九十四条の五　（略）
（気候変動・海洋情報調整官）
第九十五条の三　（略）
2　気候変動・海洋情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
一　（略）
二　海上気象、海水象及び地球的規模の気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に関すること（観測課（東京管区気象台にあっては、技術課）の所掌に属するものを除く。）。
三　（略）
（気象防災部に置く課等）
第百条　気象防災部に、次に掲げる課及びセンターを置く。
防災調査課
予報課（東京管区気象台を除く。）
観測課（東京管区気象台を除く。）
地震火山課（東京管区気象台を除く。）
通信課（大阪管区気象台に限る。）
地球環境・海洋課
技術課（東京管区気象台に限る。）
地域火山監視・警報センター（東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。）